八鹿地区自治協議会集落支援事業補助金交付規則

（目的）

第１条　この規則は、活力ある地域づくりの推進を図るためまちづくりを実践している集落（以下「区」という。）及び住民活動団体（以下「住民団体」という。）に対し、補助金を交付することにより住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

（補助金の交付対象）

第２条　区が地域振興のため施設整備事業を実施するとき、又は区及び住民団体が施設整備事業以外の事業（以下「ソフト事業」という。）を行う場合、その経費の一部を補助するものとする。

２　補助金の交付対象は、区及び次に定める要件に該当する住民団体とする。

（１）営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする自主活動を行っている者。

（２）八鹿校区内で活動し、１０人以上の構成員がいる団体。

（補助対象事業）

第３条　補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

（１）施設整備事業　区が行う次の事業を対象とする。

ア　公民館及び集会施設整備事業

イ　公園等整備事業

ウ　消防施設整備事業

エ　廃棄物収集庫設置整備事業

オ　防犯灯設置整備事業

カ　告知板設置整備事業

キ　その他会長が特に認めた事業

（２）ソフト事業　区及び住民団体が自らの活動として取り組む次の事業を対象とする。

ア　環境保全事業

イ　ふるさと交流事業

ウ　歴史文化創造事業

エ　にぎわいイベント事業

オ　その他会長が適当と認めた事業

（補助対象経費）

第４条　補助金交付の対象とする経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

（１）施設整備事業　前条第１号に定める事業を行うために必要な経費とし、区が業者との請負契約により施工する場合においては、別表第１に定めるところによるものとし、その他の方法による場合は、会長が必要と認める資材相当額とする。

（２）ソフト事業　前条第２号に定める事業を行うために必要な経費とし、別表第２に定めると

ころによるものとする。ただし、建設費、用地取得費、備品購入費、食糧費（イベントの食材費、茶菓子、ジュース等は除く）及び営利活動に相当する費用は。除くものとする。この場合において、地域間交流による物産交流の場合は、営利活動とはみなさない。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、別表第１及び別表第２に定めるところによるものとする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする区および住民団体は、集落支援事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

（１）施設整備事業の場合（様式第１号）

ア　位置図、平面図及び詳細図

イ　事業見積書

ウ　施工前写真

エ　会長が必要とする書類

（２）ソフト事業の場合

ァ　地域活動事業計画書（様式第２号）

イ　事業見積書

ウ　会長が必要とする書類

（助成金の交付決定及び通知）

第７条

会長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等によりその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で交付決定するものとする。

２　会長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第３号）により補助金の交付決定をしなかったときは補助金交付非該当通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（完了報告）

第８条　補助金の交付の決定を受けた区及び住民団体は、当該事業完了後、速やかに集落支援事業完了報告書兼補助金交付請求書（様式第５号）に次の書類を添え、会長に提出しなければならない。

（１）施設整備事業

ア　地域活動事業実績報告書（様式６号）

イ　事業決算書

ウ　完成写真

エ　地域活動事業助成金請求書（様式７号）

（２）ソフト事業

ア　地域活動事業実績報告書（様式６号）

イ　事業決算書

ウ　活動内容写真

エ　地域活動事業助成金請求書（様式７号）

（助成金の交付）

第９条　会長は、事業の完了後必要な検査又は調査を行い、その事業費を査定して、速やかに補助金を交付するものとする。

（助成金の返還等）

第 10 条　会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）この規則の規定に違反したとき。

（２）申請書の内容と事実が著しく異なったとき。

（３）補助金をその目的以外に使用したとき。

２　会長は、補助金の交付決定を取り消したときは、補助金を交付せず、又は当該取消し部分に関し既に補助金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（規則の改正）

第 11 条　この規則を改正するときは、自治振興部会において、部会員の３分の２以上の同意をえなければならない。

（その他）

第１２条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行し、平成２３年４月１日より適用する。

２　この規則は、平成２４年４月１日から施行する

３　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

４　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

別表第１(第４条、第５条関係)

名　　称	補助基準及び補助率又は額
公民館及び集会施設整備事業	事業費が１５万円以上の改修及び修繕工事並びに備品整備事業を対象に、事業費の５０％を補助するものとし、補助限度額は４９９千円とする。
公園等整備事業 （１）公園整備 （２）遊具の設置	事業費の１／３を補助する。補助限度額は、５０万円とする。
消防施設整備事業	消火栓用機器の新規購入及び更新を対象とし、購入に要した費用の３分の２以内を補助する。
廃棄物収集庫設置事業	新設又は更新の収集庫本体のみを対象とし、購入に要した費用の５０％以内を補助する。 補助限度額は、１収集庫当り５万円とする。
防犯灯設置事業	１．新設の防犯灯（白熱灯又は蛍光灯２０ワット以上のもの、水銀灯１００ワット以上のものに対し次のとおり補助する。 ① 電柱等構造物に添加設置は、１灯につき１万円 ② コン柱、又は専用柱に添加設置は、１灯につき２万円 ③設置費用が補助金額に満たない場合は、１００ 円未満を切り捨てた設置費用の額とする。 ２．既設の白熱灯または蛍光灯等の防犯灯を LED 灯へ切り替えた場合、または LED 灯を新設した場合、次のとおり補助する。 １灯につき１万円か事業費の 1/2 のいずれか多いほうを補助する
（１）特殊建築物定期報告	経費の５０％以内
告知板設置整備事業	区の用務に供するためのもので新設又は更新の本体のみを対象とし、購入に要した費用の５０％以内を補助する 補助限度額は、２万円とする
協議会長が特に認めた事業	原則として、他の事業との均衡を勘案して会長が定める。

別表第２（第４条、５条関係）

事業名称	補助基準及び補助率又は補助額
環境保全事業	地域内の緑化、清掃その他地域内の環境整備に資する目的で行う事業に対し、資材費の５０％以内を補助する。補助限度額は５万円とする。
ふるさと交流事業	他地域との地域間交流に要する経費を対象とし対象経費の５０％以内を補助する。補助限度額は５万円とする。
歴史文化創造事業	地域に埋もれている歴史資源の掘り起こし等に伴う新たな地域文化の創造に要する経費を対象とし対象経費の５０％以内を補助する。補助限度額は５万円とする。
にぎわいイベント事業	地域振興を図るために行うイベント事業の資材費に要する経費を対象とし、対象経費の５０％以内を補助し、補助限度額を２万円とする。また恒例的なイベントの中に新たな取り組みを試みるイベントを組み合わせる場合にあっては、新たな取り組みに関わる資材費相当額を対象とする。
上記の補助対象事業は新たに取り組みを始める事業を対象とし、採択から3年間を補助実施期間とする。3年間の間に従来の取り組みに新たな取り組みを組み入れた場合は、新たな取り組みに関わる対象経費を期間内に限り補助対象とする。	
協議会長が特に認めた事業	
（１）地区文化祭、地区運動会	1地区1事業につき各5千円
（２）その他特任事業	原則として、他の事業との均衡を勘案して会長が定める。